

第 8 2 号議案

長岡京市立学校施設使用条例の一部改正について

長岡京市立学校施設使用条例（平成 1 2 年長岡京市条例第 7 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

長岡京市立学校施設の使用料について、体育館及び武道場の冷暖房施設並びに運動場を対象に加えるため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

長岡京市立学校施設使用条例（平成１２年長岡京市条例第７号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																				
（対象施設） 第３条 この条例において使用の対象となる学校施設は、次のとおりとする。 (1)・(2) 【略】 <u>(3) 冷暖房施設</u> <u>(4)～(7) 【略 号の繰下げ】</u> 別表（第８条関係） 学校施設使用料 <table> <tr> <th>区分</th><th>使用料</th></tr> <tr> <td>体育館</td><td>3時間以内 500円</td></tr> <tr> <td>武道場</td><td>3時間を超える場合 1,000円</td></tr> <tr> <td>体育館及び 武道場の冷 暖房施設</td><td>30分当たり 100円</td></tr> <tr> <td>運動場</td><td>3時間以内 200円 3時間を超える場合 400円</td></tr> <tr> <td colspan="2">【略】</td></tr> </table>	区分	使用料	体育館	3時間以内 500円	武道場	3時間を超える場合 1,000円	体育館及び 武道場の冷 暖房施設	30分当たり 100円	運動場	3時間以内 200円 3時間を超える場合 400円	【略】		（対象施設） 第３条 この条例において使用の対象となる学校施設は、次のとおりとする。 (1)・(2) 【略】 【加える】 <u>(3)～(6) 【略】</u> 別表（第８条関係） 学校施設使用料 <table> <tr> <th>区分</th><th>使用料</th></tr> <tr> <td>体育館</td><td>3時間以内 500円</td></tr> <tr> <td>武道場</td><td>3時間を超える場合 1,000円</td></tr> <tr> <td colspan="2">【略】</td></tr> </table>	区分	使用料	体育館	3時間以内 500円	武道場	3時間を超える場合 1,000円	【略】	
区分	使用料																				
体育館	3時間以内 500円																				
武道場	3時間を超える場合 1,000円																				
体育館及び 武道場の冷 暖房施設	30分当たり 100円																				
運動場	3時間以内 200円 3時間を超える場合 400円																				
【略】																					
区分	使用料																				
体育館	3時間以内 500円																				
武道場	3時間を超える場合 1,000円																				
【略】																					

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の長岡京市立学校施設使用条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。